

請求人 (氏名は削除した) 様
同 (氏名は削除した) 様
同 (氏名は削除した) 様
同 (氏名は削除した) 様
同 (氏名は削除した) 様

川口市監査委員 中山大蔵
同 伊東清喜
同 飯塚源嗣
同 山本晴造

川口市長措置請求に係る監査の結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月 29 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 9 年 6 月 6 日受理した。

2 請求の要旨

川口市では、毎年、町会長、自治会長が市の主催で「視察研修」(『全市合同特別町会長会議)と称して旅行を行っている。この旅行は十数年前より実施され昨年(平成 8 年度)も公費より旅費等が全額支出されている。

本件視察研修は、法、条例に該当せず、公金支出は違法かつ不当である。

よって、市長永瀬洋治および全ての支出手続き担当者等に対し、違法かつ不当な公金支出行為による損害金額の金額を市に返還するよう求める。

3 監査の実施

(1)請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、請求人に平成 9 年 7 月 14 日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2)関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 9 年 7 月 18 日、市長室長、広報広聴課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1)事実確認

平成 8 年度の全市合同特別町会長会議は、年 4 回行われる全市合同町会長会議の一つとして、7 月 11 日・12 日に、町会長及び町会役員 197 人、市長、副議長ほか 15 人の市職員の合計 214 人が参加して開催された。

11 日は、午前中に栃木県立博物館の視察を行い、旅館到着後の会議では、市長、副議長のあいさつ、市からの連絡事項の説明があり、川口市コミュニティ協議会総会のあと、川口市長から「地方分権の推進」等について、また、滝根町長から「地域づくり」について講話があり、午後 4 時 15 分頃終了した。その後、午後 6 時から夕食をとりながらの懇親会が行われた。

翌 12 日は、市と友好関係にある滝根町の施設見学を行っている。

この全市合同特別町会長会議の開催にあたって広報広聴課が支出した総費用は 7 0 6 万 2, 9 6 4 円であった。

(2)判断

全市合同特別町会長会議に際して、町会長等に対して公費から旅費等が支出されている件に関しては、川口市職員の旅費に関する条例で、「職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する」との規定がある。

視察研修が、法、条例に該当しない以上、本件に対する公金支出は違法かつ不当であるとの請求人の措置請求であるが、論点は、全市合同特別町会長会議における町会長等の出席が市の広報広聴活動の一

環として、つまり公務の遂行を補助するためのものであるかどうかという点である。

一般的に、町会・自治会は、市民が進んで連携して住みよい地域社会を形成しようとする自治組織と考えられるが、本市におけるその活動は、防災、社会福祉及び環境衛生など、多岐にわたり市の行政と密接な協力関係にあるといえる。

全市合同特別町会長会議は、その開催目的、開催に至る経緯、内容等を総合的に判断して、公務の一環として計画、実施されたものとみるのが妥当であり、参加者、開催に要した費用についても社会通念上相当の範囲を超えるものではなく、市長の裁量権を逸脱したものとはいえず、町会長等に支出した旅費等は、前記条例に基づき支給されたものと認められ、返還の必要はないものと判断される。

しかしながら、厳しい現実を直視し、行財政改革を推進するとともに、既成概念にとらわれることなく、時流に適合した行政と自治組織とのあり方に検討を加えることは、時代の要請であり、全市合同特別町会長会議を含む広報広聴活動についても全体的な見直しが必要である。

また、各町会・自治会の実態に鑑み、市から町会に対する各種活動の協力要請は多くの負担をかけないよう配慮を望むものである。